

平成23年3月16日
平成23年3月29日一部改正
日本小型船舶検査機構

東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の特例について（一部改正）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が激甚災害に指定されたことに伴い、船舶検査等の特例についてお知らせしたところですが、今般、一部補足を加えて内容を改正しましたので改めてお知らせ致します。

記

1. この特例が適用される対象船舶

原則として次の船舶を対象とします。ただし、他の地区の船舶で本取扱いの適用を受けることを希望する場合は、本部にお問い合わせ頂ければ個別に判断いたします。

青森支部管内：青森県東通村から岩手県宮古市までの太平洋と接する港を定係港とする船舶

仙台支部管内：岩手県下閉伊郡山田町から福島県いわき市までの太平洋と接する港を定係港とする船舶

千葉支部管内：茨城県北茨城市から千葉県一宮町までの太平洋と接する港を定係港とする船舶

2. この特例を適用する期間

平成23年3月14日から平成24年3月13日まで

3. 船舶検査証書等の有効期間の延長が可能

(1) 延長するための手続きの方法

上記2. の適用期間に船舶検査証書等の有効期間（平成23年3月11日までに検査申請がなされ平成24年3月13日までに有効期限が満了する場合も含む。）が満了する場合は、最寄りの支部へ延長の申請をしていただければ、有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月の延長を行うことができます。

(2) 延長手続きを行う時期

有効期間の延長手続きは、延長する3ヶ月の間に行っていただければ結構です。ただし、延長する3ヶ月の間に定期検査を申請される場合は、その時に同時に申請することもできます。

なお、延期のための手数料は不要です(定期検査の手数料は必要となります)。

4. 定期的検査（定期検査、中間検査）を実施する場合の検査の方法

(1) 現場検査ができない場合の検査の方法

交通手段等の確保が困難で定期的検査の現場検査ができない場合は、写真、メール、電話での聴取等により船舶の現状が良好であることが確認できれば検査合格とします。ただし、検査終了日の翌日から起算して6か月以内に、船舶の現状を確認させていただきます。

なお、この確認は検査申請及び手数料は不要ですが、船舶検査手帳の「船舶情報」欄に以下のとおり記載させていただきまして、確認時期までに船舶の現状を確認させていただきます。

検機業第 号（平成 23 年 月 日）により平成 23 年〇〇月〇〇日までの間に船舶の現状の確認を要する。

平成 23 年〇〇年〇〇日 略符（日付：検査終了日）

(2)現場検査が可能でも一部検査ができない場合の検査の方法

実際に現場検査が可能な場合であっても造船所等の体制が整わないために検査の一部（船体上架、主機関解放等）を行うことができない場合は、外観・効力試験等で船舶の現状が良好であることが確認できれば検査合格とします。検査ができなかった項目については、検査終了日の翌日から起算して 6 ヶ月後に臨時検査を指定させていただきます。この場合の定期的検査及び 6 ヶ月後に行う臨時検査は、手数料は必要です。

5. 船舶検査等を申請する方法

(1) 船舶検査申請を受付ける窓口

船舶の定係港が上記 1. の担当区域となる船舶は、それぞれ管轄する支部が申請を受付けます。ただし、仙台支部管内については、仙台支部が業務を再開するまでの間は(現在業務停止中)、本部にて受付けます。

(2)申請書を提出できない場合の申請方法

被災により申請書の提出ができない場合は、FAX やメール等により申請することができます。なお、船舶検査証書等の提出が困難な場合は、提出を免除することもできます。

(3)手数料の納入が遅れる場合の措置

手数料の納入が申請と同時にできない場合は、検査終了後に船舶検査証書等の関係書類を送るまでに納入していただければ結構です。

(4) 船舶検査証書等を流出・紛失した場合の申請方法

船舶検査申請又は船舶検査証書の有効期間延長申請を行う際に、船舶検査証書及び船舶検査手帳を流出・紛失したため提出ができない場合は、船舶検査証書等紛失届出書(*)を提出していただければ結構です。

(5) 船舶検査証書等を流出・紛失して新たな証書等がほしい場合

被災により船舶検査証書又は船舶検査手帳を流出・紛失したため新たな証書等がほしい場合は、船舶検査証書等紛失届出書を提出していただければ、新たな証書等を交付いたします。

*支部窓口にあります。J C I ホームページからもダウンロードできます

以上